

## 平成 19 年 9 月県議会 一般質問原稿

-2007.10.10-

---

[こちらで「長野県議会 本会議録画中継」をご覧ください](#)

---

### 市町村立、一部事務組合立の自治体病院への県の支援について

おはようございます。県民クラブ・公明の諏訪光昭です。

村井県政に対し質問いたします。

今定例会の一般質問でも多くの議員から、医師不足を含めた医療体制についての質問がなされております。県民の願い思い、執行機関の取り組み、考え方も、それぞれ確認しておりますが、安心できる県民の暮らしをしっかりとするためにも、欠かすことのできないひとつが医療であります。

その安心に対しての、深刻さがさらに深まっています。医療スタッフの確保を含め、個々の病院の力だけでは限界があり、県としての取り組み強化、地域医療供給体制の充実のための施策を願ひ、重複する質問も多いと思われかもしれませんがお聞きいたします。

長野県の面積13,562キロ平米、人口2,190,874人に対し、岩手県は面積15,278キロ平米、人口1,388,164人と、岩手県は長野県に比べて面積が、やや大きく、人口は6割強という県です。しかし、その岩手県には、長野県には5つしかない県立施設が31施設もあります。知事、この県立施設は何だと思えますか。

長野県には5つしかなく、岩手県には31ある県立施設とは、県立病院の数です。もっとも、31の

うち精神病院が1つ、付属診療所8つを含めたもので、一般病院の数は22です。一般病院の数で比較しても、人口が長野県の6割強しかない岩手県に長野県の4倍以上の県立病院があるという状況です。

それでは、県立病院の数に関して、岩手県はなぜそのように多いのか、また、岩手県以外の県と比較して長野県の県立病院の数は多いのか少ないのか、例えば、1県立病院あたりの県民人口等で比較してはどうなのか、衛生部長ご説明ください。

県立病院の数が5つしかないということは、県立病院を通じた県の医療サービスを受けることのできる長野県民は、極めて限定されたものになっていると思います。本来、同じように県に税金を納めている県民は、等しく県の医療サービスの恩恵を受けるべきだと考えますが、その点についての県はどのように認識しているのでしょうか。衛生部長のご見解をお聞かせください。

だからといって、これから新たに県立病院を整備するというのは、効率的・効果的なものではありません。長野県においては、県立病院が少ないため、県民は県立病院ではなく、市町村立、あるいは一部事務組合によって運営されている自治体病院に依存していると思います。

言い方を変えれば、本来県が行うべき医療サービスを市町村が行っているような側面があるのではないのでしょうか。

それならば、そうした自治体病院を通じて、県民は県の医療サービスの恩恵を受けられるようにすべきだと考えますが、そのことについて、県はどのようにお考えでしょうか。衛生部長にお聞きいたします。

9月25日、駒ヶ根市にある昭和伊南総合病院を運営する伊南行政組合が県の財政支援を要望したのに対して、板倉副知事は、「無い袖は振りにくい。よく考えさせてほしい。」と述べたとの新聞報道がありました。

私は、やはり本来県民が受けるべき県の医療サービスを市町村立、あるいは一部事務組合によって運営されている自治体病院が担っている面があると考えます。それならば、そうした自治体病院に対して、県は財政的な支援も含め、様々な支援を行っていくべきだと考えます。県の財政状況が大変厳しいことは、承知していますが、何とか「袖」をつくってもらって、「袖を振っていただきたい」と考えます。

そこで、伊南行政組合の要望の内容、それに対する県の対応等について、衛生部長にお尋ねいたします。

市町村立、あるいは一部事務組合立の自治体病院の厳しい状況は、昭和伊南総合病院だけではありません。私の地元、市立大町総合病院でも同様です。年内には5人の常勤の内科医2人が辞める見込みで、これまで通りの医療サービスの提供が困難な状況に陥る恐れがあります。常勤内科医師2人が辞めることにより、残された内科医への負担に影響を及ぼすだけでなく、他の診療科への影響も必至です。他の診療科を受診する患者さんも、内科の疾患を持った患者さんが多く、そのため、内科医の先生と相談して診療をするケースが多く仄聞されます。加えて、内科病棟の縮小、外来診療制限、その結果、経営への悪影響なども懸念されます。また、同じ医療圏を形成する池田町の厚生連安曇病院へのしわ寄せも心配です。

こうした市立大町総合病院の危機的な状況に対して、県として何らかの支援・取り組みを行っていくお考えはあるのでしょうか、衛生部長にお尋ねいたします。

医師不足に対しましては、知事自ら先頭に立ってご尽力いただいておりますことに、感謝申し上げます。

今回の補正予算においても、人材確保対策として、臨床研修病院緊急支援事業補助金を盛り込んでいただきました。

加えて、知事は本定例会の議案説明の中で、「県政には、医師確保対策を始め、まだまだ多くの課題が山積しています」と、今日の地域医療の問題について、深刻に受け止めていただいていることが、強く感じられました。

長野県における地域医療の重要な部分を担っている市町村立、あるいは一部事務組合立の自治体病院は、昭和伊南総合病院や市立大町総合病院の他にも、数多くありますが、そのほとんどの自治体病院の置かれている状況は、大変厳しいものがあると考えます。そこで、県はそうした自治体病院の今日の状況をどのように認識しているのか。そして、そのことに対して、県として、今後どのように取り組んでいくのか、その基本的小考えを知事に伺います。

医師確保を含め医療環境の整備に向けては努力を続けていかなければなりません、その一方で、県民の皆様にも限られた医療資源、人材を大切に活用していくことも必要であることの、啓発活動が必要と考えます。

衛生部長も先日の一般質問の答弁の中で、病院と診療所の機能分担を図り、かかりつけ医の啓発にも努力すると答えております。

そのほかにも、なるべく診療時間内に受診する。病院と診療所の機能の違いについての理解を求めると、さらに決めの細かい、踏み込んだ広報活動を積極的に進めることも必要と考えますが、衛生部長如何ですか。

県全体、あるいは、二次医療圏を構成する圏域で、関係者による積極的な話し合いが、解決への糸口とも考えられます。その指導的役割を県が担うべきと思います。

日赤、厚生連病院などは、独自のネットワークを持っていますが、市町村立、一部事務組合にはネットワークがありません。そこで、県立病院を核として、医師の確保を図り、医師派遣のネットワーク作りを構築できないでしょうか。県では以前、ネットワーク作りについての検討に着手したと伺いましたが、その時の成果はどのようになりましたでしょうか。

新たなネットワーク作りに取り組み、スタートを切ることはいできないでしょうか。衛生部長にお聞きいたします。

#### 企業誘致の取り組みについて

各自治体は税収の減収、景気回復の遅れなどにより、地方の財政はますます厳しさを増しています。新たな企業誘致による活路を見出し、税収の確保と、雇用の場を確保することは、重要な施策のひとつです。県内各市町村においても雇用人数に応じて、立地企業に助成金を交付するなどの対策を講じて努力していますが、県における助成制度の一層の拡充を願う、市町村は多いと思います。そこで、県では、平成17年度に「信州ものづくり産業投資応援条例」を施行いたしました。例えば、県外からの新規立地に対して、10%以内の助成率で、10億円を限度として助成することとしています。そこで、はじめにこの「信州ものづくり産業投資応援条例」制定の理念・目的等について、また、今日までの助成実績に関して、商工部長にお尋ねいたします。

この10億円を限度とする助成は、果たして多いのか少ないのか。仮に、ある企業が長野県と他県のいずれかに新たな工場を進出させようとした場合で考えてみます。長野県は10億円の助成が限度とするが、その企業がもう一つ候補地として選んだ県では、50億円を限度とする助成がもらえるとした場合、普通に考えれば、その企業は50億円を限度とする助成制度がある県を選択

すると思います。50億円以上出しているところが8府県あるとも聞きますが、いったい、全国の都道府県の企業立地への助成制度の状況はどうなっているのでしょうか、長野県の10億円の助成額は多いのか少ないのか、その状況を商工部長にお尋ねいたします。

50億円以上出している県も、決して採算を度外視して行っているわけではないと思います。仮に50億円助成しても、その企業が納める法人税、固定資産税等の税金はもとより、地域住民の雇用の場の確保、従業員の地元での消費活動等、地域経済の活性化に寄与する面があるからこそ、そうした助成をしているものと考えます。そこで、長野県が助成額10億円を限度と設定した根拠を、商工部長ご説明ください。

8月22日に開催された《ボイス81》北安曇地域会議においても、10億円を限度とする企業への助成に関して、増額の要望が出されています。その要望に対して、知事は、進出企業への助成について、「条件的に不利な地域への補正」ということで考えるというのも非常に大事なご指摘ですので、持ち帰って検討させていただきます」とお答えになっていました。そこで、この「条件に不利な地域への補正」という考え方は、非常に大切なことであると思いますが、このことについて、知事はどのようにお考えでしょうか。

また、10億円の限度額を見直していくのかどう、その基本的な考え方も、併せてお尋ねいたします。

現在の県の「ものづくり産業応援助成制度」では、3年以内の、「環境規格(エコアクション21又はISO14001)を取得すること」が要件となっているため、必ずしも立地初年度の助成となっていません。そのために、実際に助成金の交付を受ける時期が1年から2年遅れるという状況が生まれることが推測されます。企業活動において環境に配慮することは当然の企業責任であり、近年立地した企業の事業計画は、環境に配慮したものとなっていると伺っています。

このような状況を考慮し、環境規格の取得要件の緩和をおこない、知事が認めた企業には初年度に助成できるように、制度の改正を要望するものですが、商工部長のご見解をお聞かせください。

市町村におきましては、立地初年度の助成となっていることもあり、県の助成制度が立地初年度になれば、各市町村と併用しての企業誘致活動に活用することができると思いますが、商工部長如何でしょうか。

また、条例の対象期間が平成 17 年度 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日の3年間限定となっていますが、期間の延長については、どのようにお考えか、商工部長にお聞きいたします。